

クリーニング業法の権限移譲（平成28年4月1日現在）

◎移譲対象事務

名 称	内容・説明	根拠条文
①クリーニング所の開設、変更、廃止等届出受理	クリーニング所の開設及び無店舗取次店営業の届出・変更・廃止届を受理すること。	クリーニング業法（以下、単に「法」という。）第5条
②クリーニング所の使用前の検査事務	使用前のクリーニング所の構造設備が法の規定に適合しているかを検査すること。	法第5条の2 （法第3条第2項及び第3項）
③営業者の地位承継届受理	相続、合併又は分割により生じた営業者の地位承継届を受理すること。	法第5条の3第2項
④業務従事者の業務停止命令	業務従事者が伝染病の疾病にかかり就業を不相当と認めた際、業務を停止させること。	法第9条
⑤立入検査	法に規定する措置の実施状況を立ち入り検査すること。	法第10条第1項
⑥措置命令	法違反があった際、営業者に対して措置命令を行うこと。	法第10条の2 （法第3条、第3条の2第2項、第4条）
⑦営業停止命令等	措置命令に従わない業者に対しクリーニング所の閉鎖や営業停止等命令を行うこと。	法第11条
⑧確認済証の交付	法第5条第1項の規定により構造設備を確認した後、確認済証を交付すること。	クリーニング業法施行細則第3条

※これ以外の事務について、クリーニング師試験の実施は県生活衛生課（電話番号：018-860-1592）、クリーニング師免許の交付・再発行・訂正受付等は県保健所の事務であることは、従前どおりです。

◎これまでの移譲済み市町村の実施年度及び担当課名

年 度	市 町 村	担 当 課（電話番号）
17	能代市	環境衛生課(0185-89-2174)
19	鹿角市	市民共動課(0186-30-0224)
〃	大館市	健康課(0186-42-9055)
〃	大仙市	環境交通安全課(0187-63-1111 内 229)
20	北秋田市	生活課(0186-62-1110)
〃	小坂町	町民課(0186-29-3928)
〃	羽後町	生活環境課(0183-62-2111 内 131)
21	横手市	生活環境課(0182-35-2184)
22	東成瀬村	民生課(0182-47-3403)

年 度	市 町 村	担 当 課（電話番号）
2 3	八 峰 町	総務課(0185-76-4601)
〃	仙 北 市	市民生活課(0187-43-3308)
〃	美 郷 町	住民生活課(0187-84-4903)
2 4	三 種 町	町民生活課(0185-85-4824)
2 5	男 鹿 市	生活環境課(0185-24-9114)
〃	潟 上 市	市民課(018-853-5370)
2 7	藤 里 町	生活環境課(0185-79-2115)
2 8	湯 沢 市	くらしの相談課(0183-55-8072)

（参考）

○クリーニング業法の関係条文

移譲対象事務

①関係

第5条 クリーニング所を開設しようとする者は、厚生労働省令の定めるところにより、クリーニング所の位置、構造設備及び従事者数並びにクリーニング師の氏名その他必要な事項をあらかじめ都道府県知事に届け出なければならない。

2 クリーニング所を開設しないで洗濯物の受取及び引渡しをすることを営業しようとする者は、厚生労働省令の定めるところにより、営業方法、従事者数その他必要な事項をあらかじめ都道府県知事に届け出なければならない。

3 前2項の規定により届け出た事項に変更を生じたとき、又はクリーニング所若しくは前項の営業を廃止したときは、営業者は、厚生労働省令の定めるところにより、速やかに都道府県知事に届け出なければならない。

②関係

第5条の2 営業者は、そのクリーニング所の構造設備について都道府県知事の検査を受け、その構造設備が第3条第2項又は第3項の規定に適合する旨の確認を受けた後でなければ、当該クリーニング所を使用してはならない。

第3条 営業者は、クリーニング所以外において、営業として洗たく物の処理を行い、又は行わせてはならない。

2 営業者は、洗たく物の洗たくをするクリーニング所に、業務用の機械として、洗たく機及び脱水機をそれぞれ少なくとも1台備えなければならない。ただし、脱水機の効用をも有する洗たく機を備える場合は、脱水機は、備えなくてもよい。

3 営業者は、前項に規定する措置のほか、次に掲げる措置を講じなければならない。

1. クリーニング所及び業務用の車両（営業者がその業務のために使用する車両（軽車両を除く。）をいう。以下同じ。）並びに業務用の機械及び器具を清潔に保つこと
2. 洗たく物を洗たく又は仕上を終ったものと終らないものに区分しておくこと
3. 洗たく物をその用途に応じ区分して処理すること

4. 洗場については、床が、不浸透性材料（コンクリート、タイル等汚水が浸透しないものをいう。）で築造され、これに適当なこう配と排水口が設けられていること
5. 伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして厚生労働省令で指定する洗たく物を取り扱う場合においては、その洗たく物は他の洗たく物と区分しておき、これを洗たくするときは、その前に消毒すること。ただし、洗たくが消毒の効果を有する方法によつてなされる場合においては、消毒しなくてもよい。
6. その他都道府県が条例で定める必要な措置

③関係

第5条の3 第5条第1項又は第2項の届出をした営業者について相続、合併又は分割（当該営業を承継させるものに限る。）があつたときは、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該営業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該営業を承継した法人は、当該届出をした営業者の地位を承継する。

2 前項の規定により営業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

④関係

第9条 都道府県知事は、営業者又はその使用人で、洗濯物の処理又は受取及び引渡しの業務に従事するものが伝染性の疾病にかかり、その就業が公衆衛生上不適当と認めるときは、期間を定めてその業務を停止することができる。

⑤関係

第10条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該職員に、クリーニング所又は業務用の車両に立ち入り、第3条、第3条の2第2項及び第4条に規定する措置の実施状況を検査させることができる。

⑥関係

第10条の2 都道府県知事は、営業者が第3条、第3条の2第2項又は第4条の規定に違反していると認めるときは、当該営業者に対し、期間を定めて、これらの規定を守らせるために必要な措置をとるべき旨を命じなければならない。

第3条の2 営業者は、洗濯物の受取及び引渡しをしようとするときは、あらかじめ、利用者に対し、洗濯物の処理方法等について説明するよう努めなければならない。

2 営業者は、洗濯物の受取及び引渡しをするに際しては、厚生労働省令で定めるところにより、利用者に対し、苦情の申出先を明示しなければならない。

第4条 営業者は、クリーニング所（洗たく物の受取及び引渡しのみを行うものを除く。）ごとに、1人以上のクリーニング師を置かなければならない。ただし、営業者がクリーニング師であつて、自ら、主として一のクリーニング所においてその業務に従事するときは、当該クリーニング所については、この限りでない。

⑦関係

第 11 条 都道府県知事は、営業者が前条の規定による命令に従わないときは、期間定めてその営業の停止又はクリーニング所の閉鎖若しくは業務用の車両のその営業のための使用の停止を命ずることができる。

⑧関係

施行細則第 3 条 知事は、法第 5 条の 2 の規定によりクリーニング所の構造設備を確認したときは、確認済証（様式第 1 号）を交付する。